

兵高教組 調査情報 2012年8月9日 9号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

12人事院勧告(8月8日)

55歳を超える職員の昇給停止

8%賃金カットなかったものとして民間と比較

月例給・一時金ともに改訂なし

8月8日、人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について勧告を出しました。「給与特例法」による月例給 4.77～9.77%・一時金 9.77%にもものぼる減額を、「未曾有の国難に対処するものであり、2年間の臨時特例である」とし、実際には支払われていない給料表の額と民間を比較し、公務が民間を上回るがその較差は小さいとして、改訂を見送りました。労働基本権制約の代償機関であることを自認してきた人事院の立場を放棄したものです。

また、55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給を停止することを勧告しました。高齢層に焦点をあてた度重なる賃下げは、青年層を含む全ての公務労働者の生涯賃金抑制を意味しており、断じて認められないものです。

改訂のポイント

月例給・一時金ともに改定なし

減額前の較差(0.07%)に基づく月例給の改定なし

減額支給措置は民間準拠による改定とは別に未曾有の国難に対処するため、平成25年度末までの間、臨時特例として行われていることを勘案

期末・勤勉手当の支給月数は民間と均衡しており(公務3.95月、民間3.94月)、改定なし

50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度を見直し

55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止(右上参照)
 高位の号俸から昇格した場合の俸給月額増加額を縮減

月例給の較差(行政職俸給表(一))

民間給与	国家公務員給与	較差
401,516 円	減額前: 401,789 円	273 円(0.07%)
	減額後: 372,906 円	28,610 円(7.67%)

成績主義を昇給停止措置にも徹底

昇給号俸数 一般職員の例 (55歳超職員は、現行 見直し後)

昇給区分	A(極めて良好)	B(特に良好)	C(標準(良好))	D(やや良好でない)	E(良好でない)
下記以外	8以上	6	4	2	0
55歳超職員	4以上 2以上	3 1	2 0	0	0

生活設計と働きがいを破壊

国家公務員退職手当大幅削減 閣議決定を強行(8/7)

野田内閣は、7日に開かれた閣議で、国家公務員の退職手当の引き下げ、早期退職募集制度の新設などの方針を決定しました。政府は退職手当法「改正」法案を早期に国会提出するとしています。

民主党の公務員人件費削減マニフェストのゴリ押し・社会保障と税の一体改悪の露払いのために、公務労働者の生活と働きがいを破壊しようとする閣議決定は、断じて許すことができません。

閣議決定の主な内容

調整率の段階的引き下げ

期 間	調整率
現行	104/100
2013年 1/1 ~ 2013年 9/30	98/100
2013年 10/1 ~ 2014年 6/30	92/100
2014年 7/1 ~	87/100

早期退職募集制度の導入・現行の定年前早期退職特例措置の内容拡充

定年前早期退職特例措置の拡充:

定年前15年以内に退職する勤続20年以上の者を対象として、定年前1年につき最大3%の割増しとする

地方公務員の退職手当

地方公務員の退職手当については、国家公務員の退職手当の見直しの動向に応じて、各地方公共団体において制度の趣旨を踏まえ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請する。

調整率:

退職手当法によると、退職手当は、退職時給料月額 × 支給月数 + 調整額で計算します。

例えば勤続35年以上で定年退職すると、退職手当法本則では支給月数は57月ですが、附則により調整率 104/100 を乗じるので、支給月数は57 × 104/100 = 59.28 月となります。

(調整額: 例えば属していた給料表の級が最高行(一)6級で、その期間が60月あれば、調整額は 33,350 × 60 円 となります。)